

# 国立大学法人群馬大学における懲戒処分の公表基準

平成16. 7. 1 制 定  
改正 平成21. 4. 1 平成23. 11. 16  
平成26. 4. 1 令和 3. 5. 19

## (目 的)

第1 国立大学法人群馬大学における懲戒処分の事案を公表することにより、本学の教育研究環境の透明性を確保するとともに、教職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

## (公表の対象)

第2 公表の対象は、学長の任命に係る教職員に対して行った次の懲戒処分とする。

- (1) 業務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 私的な行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇、諭旨解雇又は停職の処分

## (公表する内容)

第3 事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとすることを基本として公表するものとする。

## (公表の例外)

第4 被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害する恐れがある場合等第2及び第3によることが適当でないと認められる場合は、第2及び第3にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

## (公表の時期及び方法)

第5 公表は、処分発令後、速やかに行う。ただし、軽微な事案については、一定期間ごとに一括して公表することも差し支えないものとする。

2 公表の方法は、原則として報道機関への資料配付による。ただし、特に社会的影響の大きい事案については、記者会見により行う。

## (その他)

第6 個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表対象、公表内容等について、学長が必要と認めるときは、別途の取扱いをする場合がある。

## 附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年5月19日から施行する。